

（表）

年 月 日

狭山市長 様

**申請書類を実際に市へ提出する日付をご記入ください。記入した日付ではありません。**

**氏名は、住民票の表記どおりに記入してください。（略字・俗字は不可です。）**

**氏名は、必ず申請者本人が署名してください。  
氏名以外は代筆でも結構です。**

住 所	
フリガナ	
氏 名（自署）	
電話番号	(            )            -
生年月日	年            月            日 (            歳)

狭山市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

狭山市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

※補助対象経費×1/2            1, 0 0 0円未満切り捨て、上限25, 0 0 0円

**金額の訂正はできません。  
間違えた場合は、新しい用紙を使用してください。**

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 有効期間内の自動車運転免許証の写し
- (3) 設置販売事業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し（安全運転支援装置販売・設置証明書又は作業指示書、作業指図書、納品請求書など）
- (4) 購入・設置費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（レシート又は領収書）
- (5) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載がないもので可）
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (7) 補助金の振込先口座の分かるもの

※ 裏面にて閲覧することを承認する旨の署名をした場合は、添付書類（5）及び（6）の提出の必要はありません。

(裏)

## 誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

### **【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。**

- 申請者自身が常時運転する自動車に後付け安全運転支援装置を設置し、転売等を目的としたものではありません。
- 後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 設置を依頼した設置販売事業者から後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。また、取り付けた装置の適切な維持管理に努めます。
- 設置した後付け安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。

### **【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。**

- 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 後付け安全運転支援装置の設置に関して、装置及び設置販売事業者の選定等は申請者自身が責任を持って決定し、装置の性能等について市が保証、認定等を行っているものではないことについて了承します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。
- 補助金の交付申請の審査書類として、住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承認します。

**内容を読んで、ご了承いただいた上で、必ず申請者本人が署名してください。**

年 月 日

申請者（自署）\_\_\_\_\_